

告示

埼玉県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
白岡薬局	事業者名称	有限会社白岡薬局	株式会社白岡薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
坂戸市中央第二地域包括支援センター	事業所所在地	坂戸市南町二丁目五番八号	坂戸市緑町一丁目一五番三上ビル一階	介護予防支援
居宅介護支援事業所さくら新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	居宅介護支援
さくらケアセンター新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	訪問介護
さくらデイサービス新三郷	事業所所在地	三郷市采女一丁目一五〇	三郷市采女一丁目一五七	通所介護

ネヲハル 坂戸	
称事業 者名	称事業 所名
社 埼玉 ビスマ スライ フ株式 会社	社 埼玉 坂戸ビ スマス ライフ 株式會 所
ハル株式 会社ネヲ	戸ネヲ ハル 坂
訪問介護	